

自動運転の実現に向けた5.9GHz帯の周波数変更に係る制度整備

制度整備の背景・経緯

- 人口減少や少子高齢化等を背景に、地域の公共交通や物流の安定的・効率的な提供が課題である中、我が国では、自動運転の実現に向けた取組を政府全体で推進しており、これを支える通信環境やインフラの整備への対応が急務。
- 総務省では、「デジタルライフライン全国総合整備計画」（令和6年6月デジタル社会推進会議決定）等に基づき、「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」（令和5年度補正予算）により、5.9GHz帯に自動運転支援のためのV2X通信システムを導入するための既存無線局の周波数変更を、東名阪地域を中心として順次実進めているところ。
- 今後の全国的な周波数変更については、総務省において、第217回国会において成立した「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和7年法律第27号）による改正後の電波法第71条の2に基づく特定周波数変更対策業務により実施することとしており、当該業務により周波数変更を実施するためには、電波法上、既存無線局に係る使用の期限及び新たに導入する無線局を定める等の制度整備が必要。

制度整備の全体像と概要

(1) 周波数割当計画（告示）の変更

- ・ 特定周波数変更対策業務を実施するための要件（電波法第71条の2第1項第1号）のうちイ及びハを満たすため、
 - ① 5888-5925MHzの放送事業用固定業務への周波数割当について、使用期限を設定。
 - ② 5888-5925MHzの移動業務について、V2X通信システムへの周波数割当を可能とするための公共業務用及び一般業務用を追加。
- ・ その他の規定整備として、5850-5888MHzの放送事業用固定業務及び5888-5925MHzの放送事業用移動業務について、利用されている無線局が存在しないことから、本制度整備に合わせて周波数割当を削除。

(2) 第1号新規開設局を定める告示の制定

- ・ 特定周波数変更対策業務を実施するための要件（電波法第71条の2第1項第1号）のうちハを満たすため、特定周波数変更対策業務により導入する第1号新規開設局として、(1)②で割当を追加した5895-5925MHzの周波数を使用する無線局を規定。

本意見募集の対象

(3) 電波法関係審査基準（訓令）の改正

- ・ (1)の使用期限に先んじて、5888-5925MHz帯の放送事業用固定業務の無線局の周波数変更が先行的に完了する予定の地域（東北、関東、東海、近畿）においては、V2X通信システムの先行的な導入を円滑に進めるため、別表の地域周波数利用計画策定基準一覧表において、5895-5925MHz帯に係る自動運転等支援用V2X通信用無線局について、令和10年4月1日からは総合通信局等による周波数指定を可能とすること等を規定するとともに、自動運転等支援用V2X通信用無線局に係る通信事項等を規定。

今後のスケジュール

意見募集の結果を踏まえ、令和7年度内を目途に、電波監理審議会への諮問及び同審議会からの答申を踏まえた制度整備を行うとともに、電波法第71条の3に基づく指定周波数変更対策機関の指定等、制度整備に関連する所要の手続を進める予定。

○電波法

(特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務)

第七十一条の二 総務大臣は、次の各号に掲げる要件に該当する周波数割当計画又は基幹放送用周波数使用計画（以下「周波数割当計画等」という。）の変更を行う場合において、電波の適正な利用の確保を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内で、当該各号に定める工事をしようとする免許人その他の無線設備の設置者に対して、当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助（以下「特定周波数変更対策業務」という。）を行うことができる。

一 次のイから八までのいずれにも該当すること 八に規定する周波数若しくは空中線電力の変更又は代替有線設備への変更に係る無線設備の変更の工事

イ **特定の無線局区分**（無線通信の態様、無線局の目的及び無線設備についての第三章に定める技術基準を基準として総務省令で定める無線局の区分をいう。以下同じ。）の周波数の使用に関する条件として周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えない範囲内で周波数の使用の期限を定めるとともに、当該無線局区分（以下この号において「旧割当区分」という。）に割り当てることが可能である周波数（以下この号において「割当変更周波数」という。）を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当てることとするものであること。

ロ 割当変更周波数の割当てを受けることができる無線局区分のうち旧割当区分以外のもの（八において「新割当区分」という。）に旧割当区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同一である無線局区分（以下このロにおいて「同一目的区分」という。）があるときは、割当変更周波数に占める同一目的区分に割り当てることが可能である周波数の割合が、四分の三以下であること。

ハ 新割当区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもの（以下このハ及び第百三条の二第九項において「**第一号新規開設局**」という。）の免許の申請に対して、当該周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して五年以内に割当変更周波数を割り当てることができるものであること。この場合において、当該周波数割当計画等の変更の公示の際現に割当変更周波数の割当てを受けている特定の無線局区分の無線局（以下「**第一号既開設局**」という。）が第一号新規開設局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、あらかじめ、第一号既開設局の周波数若しくは空中線電力の変更（第一号既開設局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内の変更）に限り、周波数の変更にあつては割当変更周波数の範囲内の変更に限る。）又は第一号既開設局の無線設備の代替有線設備（無線設備の機能を有線通信により代替する設備をいう。次号において同じ。）への変更をすることが可能なものであること。

二 (略)

2 (略)

(指定周波数変更対策機関)

第七十一条の三 総務大臣は、その指定する者（以下「指定周波数変更対策機関」という。）に、特定周波数変更対策業務を行わせることができる。

2 指定周波数変更対策機関の指定は、特定周波数変更対策業務を行う周波数割当計画等の変更ごとに一を限り、特定周波数変更対策業務を行うおうとする者の申請により行う。

(略)